

令和8年度 精華町住民サービスコーナー証明書自動交付機

導入業務委託 仕様書

1. 目的

精華町住民サービスコーナーにおける証明書交付サービスを継続し、住民の利便性の向上及び窓口業務の負担緩和を図るため、当場所に設置している証明書自動交付機（以下「交付機」という）の更新を行う。

2. 調達業務の概要

（１）本調達では、発注者が以下に示す別添資料の記載内容と同等以上の製品を対象物件とし、受注者は5年間安定して稼働する製品を納入すること。

① 別添1「交付機の機能要件」の仕様を満たす機器

- ・ 交付機 1 台
- ・ 導入作業 1 式

② 別添2「閉域性を保った通信回線に関する要件」の仕様を満たす内容

- ・ 回線設定構築作業 1 式
- ・ 機器設置設定 1 式
- ・ 回線監視設定 1 式
- ・ 導入作業 1 式

③ 別添3「交付機に必要な環境整備の要件」の仕様を満たす内容

- ・ 共有回線接続 1 式
- ・ ECセンター内構築 1 式
- ・ 導入作業 1 式

※ 監視カメラに関しては、設置予定場所に備え付けているため本調達には含まないものとする。

3. 確認事項

（１）ソフトウェアのインストール作業

- ・ 発注者の指示する設定情報については、その指示に従い設定すること。

（２）連絡調整の窓口の設置と担当者の届出

- ・ 本調達については、発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。
- ・ 担当者については、調達ハードウェアの仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項への適切な対応が出来るものを配置すること。
- ・ 人員及び体制については、事前に発注者に報告し承認を得ること。

4. 納入期限

納入期限は、令和9年3月31日までとする。

ただし、上記期限までに証明書交付サービス開始に必要な準備作業、交付機の納入・設置、

導入確認・連動テスト等を完了すること。

証明書交付サービスの運用開始予定日は、令和9年4月1日とする。

5. 設置場所

本調達における交付機の設置場所は、以下の施設の指定する場所とする。

- ・精華町住民サービスコーナー（住所 精華町桜が丘三丁目2番地1）

6. 納入条件

- (1) 調達対象物件について、受注者は、付帯機器及び周辺機器の装着、組立作業、各種基本設定を行うほか、証明書交付サービス稼働までに必要な全ての設定作業を行うこと。具体的な作業項目は下記のとおりとする。

① 準備作業

- ・発注者が示した期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に十分に計画・準備を行い、納入・設置作業にあたること。
- ・納入・設置作業を行うにあたり、作業計画書を作成し、提出すること。また、作業計画書作成後、発注者と打ち合わせを行い、発注者の承認を得ること。
- ・準備作業において、発注者の業務及び稼働中の業務システム等に影響の恐れがある場合は、事前に発注者と協議の上、発注者の指示に従い実施すること。
- ・交付機を設置・運用するために必要となる地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）への申請手続きに関して、システム構築・運営事業者として書類の作成に協力するとともに、J-LISが定める工程試験を実施すること。

② 納入・設置作業

- ・調達機器の納入・設置作業の際には、次の事項を遵守し、速やかに作業を行うこと。
 - ア 本設置場所は共同住宅内であり、作業に際し必要な当該共同住宅の施設管理者等との調整は本町が行うものとする。ただし、受注者は、発注者が行う調整に必要な搬入方法、作業日時等の情報提供を行うとともに、施設管理者等が提示する注意事項等を遵守し、居住者等に十分配慮すること。
 - イ 本業務遂行に際し、既存の建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。
 - ウ 万一損傷した場合は、発注者の指示に従い、速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用は全て受注者の負担とする。
 - エ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者へ連絡し指示を受けること。
 - オ 作業後は、排出した段ボールやゴミ等をすべて持ち帰ること。

③ 撤去作業

- ・現在、「５．設置場所」に設置している機器の撤去及び廃棄は受注者が行なうこと。
- ・撤去作業の際は、上記②「納入・設置作業」のアからオまでの規定を準用するものとする。

④ 動作確認作業

- ・納入・設置期間中に動作確認テストを行い、正常動作を確認すること。
- ・動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め、詳細に報告し納入・設置期間中にその対応を終えること。
- ・動作確認テスト項目については、全ての調達機器が正常に動作することが判断出来るよう、必要なテスト項目を適切に設定すること。

⑤ 操作説明

- ・動作確認終了後に、発注者に対し、交付機に関する操作説明を行うこと。

(2) 次の書類について、交付機の納入時に提出すること。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 交付機操作マニュアル | 2 部、電子データ |
| (操作：起動、終了、用紙補充、釣銭補充の方法等) | |
| ② 証明書交付等運用マニュアル | 2 部、電子データ |
| ③ 交付機の利用者（町民）操作マニュアル | 2 部、電子データ |
| ④ 調達機器一覧表（納品書） | 1 部 |
| ⑤ 完了報告書 | 1 部 |

7. 入札に関する条件

入札金額には、「６．納入条件」に記載する調達対象物件の納入、設置、設定及び既存交付機の撤去等の本稼働にかかる全ての費用を含めること。ただし、電源の確保及びそれに伴う費用は発注者の負担とする。

8. 疑義

本仕様書に明示のない事項、また疑義を生じた場合は、発注者と協議し、定めるものとする。

9. その他

- ・個人情報の取扱いについては、法令の定めるところにより、個人のプライバシーの保護を図るとともに、発注者の定める個人情報取扱に関する規定を遵守すること。
- ・発注者以外の関係機関との調整が生じる際は、原則として、発注者を通じて調整を行うものとする。ただし、発注者からの要請や特段の事情がある場合は、直接受注者がその調整を行うこととする。
- ・本調達で取り扱うデータは、発注者に帰属するものとする。

交付機の機能要件

1. J-LIS との契約により委託される証明書交付サービスが利用可能であること。
2. マイナンバーカード（個人番号カード）が利用できること。
3. 本町の「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」「印鑑登録証明書」「戸籍の全部事項証明書（謄本）」「戸籍の個人事項証明書（抄本）」「所得証明書」「課税（非課税）証明書」が発行できること。
4. 操作パネルは、タッチ式であること。
5. 証明書交付のレシート発行が可能であること。
6. 車椅子の方が操作することを考慮し、証明書・レシート排出口・釣銭排出口は、車椅子の方が自身で取り出せる位置に全て配置されていること。
7. コインベンダーについては、5 円硬貨、10 円硬貨、50 円硬貨、100 円硬貨、500 円硬貨、1,000 円紙幣（2024 年 7 月発行の新紙幣を含む）が利用可能であること。なお 1,000 円紙幣は、4 枚まで同時使用が可能であること。
8. 各証明書の印刷終了時に、画面表示又は音声等により証明書やマイナンバーカード等の取り忘れの注意喚起を行うこと。
9. 転倒防止対策をすること。
10. 第三者が、用紙トレイを容易に引き出すことができないよう対策を講じること。
11. 稼働時において、幅 1,000mm・奥行 900mm・高さ 1,500mm 以内の空間（外形寸法及び動作範囲）に収まること。
12. 端末のセキュリティ機能により、証明書データは印刷後、端末機から消去すること。
13. 交付機による証明書の交付日時及び入金日時を 60 日間ログにより保存できること。
14. 日別の証明書発行集計及び手数料発行集計実績を本体より出力できること。

閉域性を保った通信回線に関する要件

1. 受注者は接続回線まで含めた必要なインフラを提供すること。
2. 上記インフラは、交付機の提供会社にて基本設計、評価を行ったうえで提供すること。
3. 接続回線は閉域性の確保された専用回線を選択し、外部からのアクセスを排除すること。
4. 交付機の提供会社のデータセンターとのネットワークは、ファイアウォール等により通信の安全性を確保すること。
5. ネットワーク機器は施錠管理を行い、第三者のアクセスを排除すること。
6. 提供する回線およびネットワーク機器の状態について、常時監視を行うこと。
7. 保守受付窓口を持ち、必要に応じてオンサイト対応を行える体制を保持すること。
8. データセンターと交付機の接続回線はモバイル回線で提供すること。

交付機に必要な環境整備の要件

1. 交付機の稼働を保守会社が監視できること。
2. 通信の開始は全て交付機が発信することとし、いかなる場合も外部からの通信の開始をしてはならない。
3. 用紙を除く消耗品の消費を自動的に監視し、必要に応じて指定された部署へ速やかに納品すること。
4. 交付機が自己診断により異常を検出した情報は、当該エラーを受注者の保有する管理システム上で自動的に認識できること。かつ、状況に応じサービス員を速やかに派遣すること。
5. 交付機の利用実績状況は、受注者の保有するシステムが管理し、実績を通知等できること。
6. 必要なシステムは全て閉域性を保ち第三者により侵入を排除すること。
7. 証明書交付センターとの利用実績照合ができること。かつ、不整合に対する調査・解析は基より、J-LIS への報告・修正ができること。
8. 発行される証明書データは、受注者の保有するデータセンター内では、いかなる場所にも保存しないこと。
9. 証明書交付にかかるシステム構築・運用を受注者によって行うこと。